

第7章 環境の保全のための措置

第7章 環境の保全のための措置

本事業では、「第2章 2.4.2 計画を策定した経緯 2) 環境配慮検討の経緯」(p. 2-31～p. 2-32 参照)に示すとおり、事業の計画段階から、周辺の環境に与える影響を出来る限り減らせるよう配慮し計画を策定しています。その上で、環境影響評価を行った結果、環境の保全のための措置が必要になった項目については、それぞれの項目毎に措置の内容について検討しました。

各項目における環境の保全のための措置は、工事中については表 7.1(1)～(3)に、供用時については表 7.2(1)～(2)に示すとおりです。

表7.1(1) 環境の保全のための措置（工事中）

項目	区分	環境の保全のための措置
生物多様性	動物	建設行為等 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。 ・自然環境保全エリアについては、造成等の地形の改変の回避を優先した計画とします。 ・里山空間再生エリアの谷戸空間再生ゾーンでは、現況の水辺・水路の保全に努めますが、現況を保全できない部分については、生物が生育・生息可能な環境を新たに創出します。 ・アズマヒキガエル、ヒロバネカンタン及び魚類 1 種については、必要に応じて専門家の意見等も踏まえ、工事着手前に移設を行います。 ・切・盛土等の土工に伴う排水については、施工区域周辺に土留板、土のう、素堀側溝等を設置するとともに、必要に応じて濁水等を一時滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能等を有する施設を設置します。 ・造成箇所では必要に応じ種子吹付け等により、早期に緑化を行います。 ・低騒音・低振動型の工事機械の使用に努めます。
	植物	建設行為等 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。 ・郷土種による緑化を行う等、樹林地の復元、創出を図ります。 ・現地調査で確認された注目すべき種（ラセイタソウ、アシタバ及び植物 1 種を想定）については、造成工事により生育環境を改変する場所にある個体のうち移植可能なものについて、専門家の意見等も踏まえ、移植による保全を図ります。 ・切・盛土等の土工に伴う排水については、施工区域周辺に土留板、土のう、素堀側溝等を設置するとともに、必要に応じて濁水等を一時滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能等を有する施設を設置します。 ・造成箇所では必要に応じ種子吹付け等により、早期に緑化を行います。
	生態系	建設行為等 <ul style="list-style-type: none"> ・計画地外縁部の緑地を保全し、計画地周辺の緑地との緑の連続性を確保する計画とします。 ・生物の生息環境としての草地環境を保全・確保します。 ・段階的に整備します。 ・公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。
水循環	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。
廃棄物・建設発生土	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法、資材を検討し、廃棄物の発生を抑制します。 ・施設整備に当たっては、リサイクル製品を利用します。 ・工事区域内に廃棄物保管場所を設置して分別し、再生利用や再資源化に寄与するとともに、飛散防止等の環境保持を行います。 ・特定建設資材廃棄物については工事区域内で分別を行い、再資源化を行います。 ・運搬の際、産業廃棄物が飛散することのないよう適切に運搬します。

表7.1(2) 環境の保全のための措置（工事中）

項目	区分	環境の保全のための措置
大気質	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底を指導します。 ・正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。 ・工事区域境界には必要に応じて仮囲いを設置するとともに、散水などの措置により、粉じんの飛散防止を行います。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。 ・資材運搬業者等に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底します。 ・工事区域から場外に退出する際は、タイヤに着いた土砂を洗浄し、一般道における粉じんの飛散防止に努めます。 ・建設発生土が飛散することのないよう、適切に運搬します。
	解体工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・解体中にレベル1及びレベル2に該当する石綿含有建材の使用が確認された場合、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を行い、「石綿障害予防規則」に基づき周辺に石綿が飛散しないよう隔離措置など石綿含有建材の種類に応じた適切な除去方法を選択し、飛散することのないよう確実に実施します。 ・レベル3に相当する石綿含有建材の使用箇所の解体については、石綿粉じんの発生・飛散を防止するため、「石綿障害予防規則」第3条第2項ただし書きに基づく、みなし解体*を実施します。
水質・底質	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の発生源と思われる土壌の措置に当たっては、土壌汚染対策法に則った適切な手法で処理します。 ・工事の進捗に合わせ、適切な地点を選定し、水質のモニタリングのための事後調査を実施します。 ・モニタリングの調査箇所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
土壌	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立ち入りが想定される地上部は、汚染土壌を良質土と置き換え、または、盛土等による処理を行います。 ・現状の土壌汚染については、土壌汚染対策法等に基づき、敷地内で適正に処理します。 ・地下トンネル部分は、利用者の立ち入りを想定していないため、立ち入りを禁止するなどの対策を行います。 ・土壌汚染対策法に基づく摂取経路の遮断等の人が土壌中の汚染物質を摂取することのないような適切な措置を講じ、市民が安心安全に利用できる公園を整備します。 ・土壌汚染対策工事に当たっては、施工範囲をシートで囲うなど、飛散防止の措置を講じます。 ・造成のために計画地外から搬入する土壌についても、搬入前に採取場所等の素性を明らかにし、土壌汚染の有無を確認することで、新たな土壌汚染物質の拡散防止を行います。

*分析を行わずに石綿含有とみなし、関係法令に基づく届出等を行い、必要な措置を講じて解体すること。

表7.1(3) 環境の保全のための措置（工事中）

項目	区分	環境の保全のための措置
騒音	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り低騒音型建設機械を使用します。 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 建設機械に無理な負荷をかけないようにします。 建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底を指導します。 正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。 資材運搬業者等に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。 工事用車両の整備・点検を徹底します。
振動	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り低振動型建設機械や振動の少ない工法を採用します。 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 建設機械に無理な負荷をかけないようにします。 建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底を指導します。 正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。 資材運搬業者等に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導します。 工事用車両の整備・点検を徹底します。
安全	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> 斜面の崩壊による事故を防止するため、事前に十分な調査を行い、特に崖地近傍における建設機械の稼働に当たっては、必要な対策を実施の上、施工します。
地域社会	工事用車両の走行に伴う交通混雑	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日や祝日の工事に当たっては、計画地周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整します。 計画地内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、計画地周辺の混雑緩和を図ります。
	工事用車両の走行に伴う交通安全	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保や必要に応じ誘導員を配置するなど、安全に配慮します。 公園の一部供用開始後における工事用車両の出入口は、一般車両との交錯を避けた計画とし、安全に配慮します。 工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。

表7.2(1) 環境の保全のための措置（供用時）

項目	区分	環境の保全のための措置
生物多様性	動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。 ・ ホタルの生息環境に配慮し、公園灯の設置について配慮します。 ・ カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。 ・ 注目すべき種の持ち去り及び、特定外来種等の新たな動物を許可なく放逐・放流することを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。
	植物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。 ・ クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。 ・ 注目すべき種の持ち去り及び、新たな植物を許可なく植え付けることを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。 ・ 公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。 ・ 公園内に必要に応じごみ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・ 注目すべき種の持ち去り及び、特定外来種等の新たな動植物を許可なく持ち込むことを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。
水循環	施設の存在・土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り透水性舗装を採用します。 ・ 揚水する地下水の使用量が過度とならないよう、適切に管理します。
廃棄物・建設発生土	施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内に必要に応じごみ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・ 園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化を図ります。 ・ 公園利用者に対し、ごみの発生抑制及び分別について周知を図ります。 ・ 発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。
大気質	来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理用車両等については、使用用途に応じた適切な排気量の自動車や、低燃費自動車、次世代自動車等の採用を行います。 ・ 施設利用者に対しホームページでの鉄道利用推奨PRなどにより公共交通の利用を促し、自家用車利用を抑制します。 ・ 施設管理者や施設利用者に対し駐車場におけるアイドリングストップや急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。
水質・底質	施設の存在・土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ せせらぎに人が立ち入りすることのないよう、掲示などにより公園利用者に周知します。 ・ 農業体験用に利用する計画の井戸水の利用に当たっては、その水質に応じて適切な水処理を行います。 ・ 樹林地の保全や緑化、湧水の保全、駐車場や管理用通路並びに園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮します。 ・ 遮水工封じ込めによる措置を行った場所では、土壌汚染対策法施行規則に基づき、地下水の水質の確認等を行います。 ・ 地下水の水質については、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき適切なモニタリング調査を継続します。

表7.2(2) 環境の保全のための措置（供用時）

項目	区分	環境の保全のための措置
騒音	来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進について周知します。 ・看板等を設置し、公園利用者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を周知します。
振動	来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進について周知します。
安全	施設の使用・土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の風化した崖面の表層の崩落による公園内及び公園区域外の土地等に対する事故を防止するため、必要な箇所に待受け擁壁や落石防護柵を設置します。 ・崖下部への人の立ち入りを物理的に防止します。 ・公園利用者の安全を確保するため、公園内の既存の吹付や法枠工等による対策箇所を含め、定期的に崖の状況を確認します。
地域社会	来園車両等の走行に伴う交通混雑	<ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数を確保した駐車場を整備します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 ・公園利用者に対して公共交通機関の利用を促し、自家用車利用を抑制します。 ・イベント等開催時など来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。
	来園車両等の走行に伴う交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出口に出庫灯を設置するなど、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。
景観	施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します。 ・既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。 ・既存の樹木は可能な限り活用します。 ・新たな設備を設置する際は、眺望を阻害しないよう、設置場所の検討を行います。 ・クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。